

## エグゼクティブ・サマリー

はじめに

2010年4月、中国日本商会は中国の中央・地方政府との対話促進を目的として初めて、在中国日系企業が直面している課題を取りまとめた「中国経済と日本企業2010年白書」を作成した。今回、第3版となる「中国経済と日本企業2012年白書」を発刊する。

この1年の中国の投資環境を振り返ると、中国政府は2011年12月24日付で「外商投資産業指導目録（2011年改訂）」を公布、今年1月30日から施行した。2011年版目録は奨励類354種、制限類80種、禁止類39種を規定。07年改訂版より奨励類が3種増加、制限類、禁止類はそれぞれ7種、1種減少した。同時に一部分野の外資出資比率制限を廃止し、出資比率の要求のある項目が改訂前より11種減少するなど、一段と外資に対する規制緩和が進んだ。

また今年4月30日には、国務院が「輸入促進および対外貿易のバランスの取れた発展強化に関する指導意見」を発表した。同意見では、輸入拡大や産業高度化の促進の方針として、関税引き下げや融資拡大といった財税制面からのサポートのほか、貿易手続きの簡素化・効率化、中でも海関、CIQ、外貨管理局のサービス改善といった行政管理面の効率向上が明記された。中国日本商会は同意見を高く評価するとともに、貿易はもとより他の許認可手続きにおいても、さらに行政サービスが改善され、手続きの簡素化・効率化が確実に実行されることを期待している。

その一方で、在中国日系企業からは依然として法制度と実際の運用の乖離や突然の制度変更などに苦慮する声も多く、かつ直面する問題はその内容がより細かく複雑化している。

中国日本商会は引き続き、この「白書」を通じて中国の中央・地方政府と対話をし、中国の投資環境の更なる改善に向けて、共に努力したいと考えている。

白書は「共通課題・建議」、「各産業の現状・建議」および「各地域の現状・建議」の3部に分かれ、全27章、50の建議項目から成る。

### 1. 在中国日系企業のビジネス環境

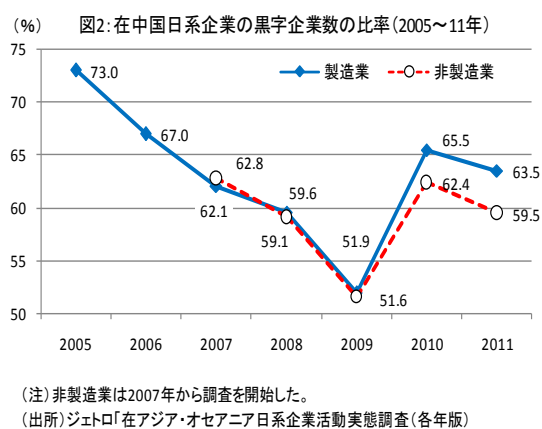
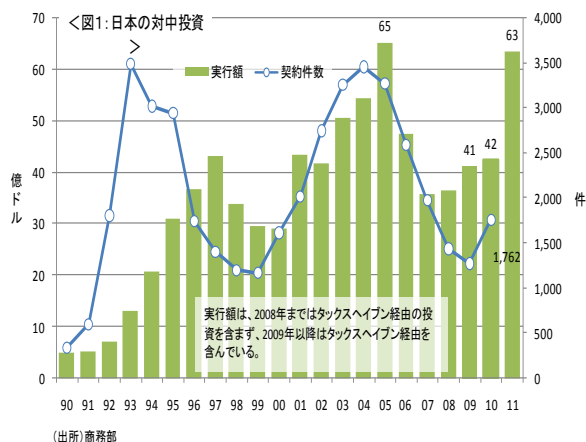
2011年の日本の対中投資は、前年比49.6%増と大きく伸びた（図1）。全体では9.7%増と2010年の17.4%増から一ケタに鈍化する中、日本の増加は一際目立っている。その特徴として、①製造業の大型投資が多い、②業種としては輸送機械サプライヤーの案件が目立つ、③業種横断的に大手企業による中国統括会社の設立が多い、といった点が挙げられる。

日本からの投資増については東日本大震災の影響との見方もあるが、投資額が上半期、中でも3月に多かったこと、直接投資の実行が、フィージビリティスタディー、用地の確保、合併相手との交渉など一定の時間を要することを踏まえれば、震災以前に検討を終えていた案件が多いと考えられる。

日本企業の投資はここ数年低調で、見方を変えれば企業の手元流動性は増えていたものと思われる。日本・欧米市場の先行きが依然不透明であり、また円の高止まりが続く中、中国での競争力強化と内販拡大に向け、統括会社設立や能力増強投資が大手企業を中心に本格化したものと見られる。

2011年の日本企業の投資額を業種別にみると、製造業の力強さが目を引く。2009、2010年と減少した後、2011年は78.3%増と大きく増えた。他方、非製造業も29.7%増と3割近い伸びを示した。中でも卸・小売業は63.0%増と、業種別では前年に続き最大となった。ドラッグストアチェーンが上海進出を果たす一方、従来からある家電量販店、百貨店、コンビニエンスストアなどは、競合の少ない地域に店舗網を

展開するなど、各地で進出や店舗展開が活発化している。日本企業は市場の成長性などから、一段と中国でのビジネス展開を加速しており、中国を今後の事業展開先として最も有望視する国として位置付けている。



その一方で、在中国日系企業の収益状況を黒字企業の比率でみると、2010年から2011年にかけて低下した(図2)。中国市場では、労務・税務、原材料をはじめとする調達コストなどの事業コストが大きく上昇している。特に近年は最低賃金が相次いで引き上げられ、それに伴い在中国日系企業の労務コストは急激に上昇している。ジェトロが2011年8～9月に実施したアンケート調査<sup>1</sup>でも、営業利益が悪化する理由として人件費の上昇を挙げた企業が7割を超えた。

## 2. 主な建議内容

在中国日系企業の改善要望の内容は、各業種様々だが、共通する部分もある。以下は貿易・通関、税務・会計、労務など共通課題10分野における主な要望である。過去の白書から引き続き要望している「継続建議」と本白書で新たに要望する「新規建議」から代表的な内容を示す。

### ① 貿易・通関

- ・ 同一製品のHS番号や原産地証明など輸出入申告に関する税関審査および保税區、物流園區または保税港區の運用や規則、規定に対する解釈も、地域や担当者により異なる。統一的運用の指示を要望したい。【継続建議】
- ・ 情報技術協定(ITA)は、IT製品の関税を撤廃することにより世界經濟の成長に大きな役割を果たしてきたが、協定発効以来15年が経過しさまざまな面で見直す必要性が高まっている。このため、技術進歩を踏まえたITA製品の対象の拡大や定期的なメンテナンスのメカニズムの構築、加盟國の拡大に関し、早急に交渉を開始すべきと考えている。中國政府が世界經濟における主要國として、ITA拡大の趣旨に賛同し積極的に交渉に参加していくことを強く要望する。【新規建議】

### ② 税務・会計

- ・ 税収徴収管理において、納税者の適切な納税活動を支援する体制を確保し、地域差をなくし、窓口裁量権限を可能な限り少なくする税務対応を要望する。【継続建議】
- ・ 日系企業出向者の日本における社会保険の会社負担分に対して個人所得稅を課稅する動きがある。もし当該課稅が実行されることになれば、納税者に対して手続き面およびコスト面で過大な

<sup>1</sup> ジェトロ「在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2011)年度調査」(調査対象企業数1,445社、有効回答率63.0%)

負担となるため、これまで通り非課税となることを明確にすることを要望する。【新規建議】

### ③ 労務

- ・ 最低賃金について、物価上昇と比較しても最低賃金が大幅に上がりすぎている。段階を追った引き上げとなるよう引き上げ幅を縮小してほしい。また、最低賃金上昇率等のガイドラインがあるのであれば、早めに公表していただきたい。最低賃金など地域差あるべきもの以外は、中央政府が定める法規に基づく全国統一の労務関連規定の制定を検討いただきたい。【継続建議】
- ・ 外国人駐在員の社会保険加入の自由選択を要望したい。外国人就労者に対しても社会保険加入を義務付ける法律が施行されたが、保険料の二重払いや掛け捨て等の問題が発生しないよう、解決に向けた日中両国政府の協定の締結を早急をお願いしたい。【新規建議】

### ④ 知的財産権保護

- ・ 再犯行為を抑止するためには、当該行為が再犯であることを確認できなければならない。そのためには「再犯」に該当する行為の統一化を図り、中央及び地方を含む工商行政管理局、質量技術監督局、海関、公安間における処罰情報の共有化が必要である。また抑止効果を高めるためにも、行政機関及び公安との間で刑事移送の一層の円滑化をお願いしたい。【継続建議】
- ・ 特許審査の迅速化・的確化：中国特許出願の審査期間は、近年急速に短縮されているが、権利の適正な保護のためには、期間の更なる短縮、審査の質の維持が課題となる所、日中特許審査ハイウェイ（日中 PPH）の速やかな正式合意や、日中 PPHに限らず、早期審査の対象の拡大をしていただきたい。【新規建議】

### ⑤ 省エネ・環境産業・市場

- ・ 省エネ・環境関連ラベル制度における認証、試験、ラベル貼付等に時間やコストが掛かる関連法規・標準の効率化を要望する。例えば、「環境配慮製品」として、一つの省エネラベルに統合すること及び多地域間の相互認証を認めることで認証業務、工場監査、製品検査などの対応を合理化することを要望する。【継続建議】
- ・ 廃棄電器電子製品回収処理管理条例（中国版 WEEE）は 2011 年 1 月に条例が施行されたが、リサイクル基金の管理に関する弁法の公布・施行が遅れている。基金管理制度の運用に当たっては、生産者又は管理者からの基金の徴収については公平性を確保するよう、また基金の管理については透明性・合理性を確保することを要望する。中国政府は本制度の検討に際して、中国版 RoHS などの関連制度との整合性や連携を図り総合的に円滑な制度の執行に努めることを要望する。【継続建議】

### ⑥ 技術標準・認証

- ・ 一部の標準において、現実には実現し得ない試験条件の設定や、目標値や理想値のような高い数値設定が見受けられるため、標準の策定においては、実際の技術の発展状況を踏まえ、企業や消費者との冷静な対話の下、進めていただきたい。【継続建議】
- ・ 認証等の実施に当たって、企業に影響を及ぼす規定や内部書簡は、会議の開催を通じて内容を伝えるだけでなく、正式にホームページ上で即時に公布していただきたい。【新規建議】

### ⑦ 技術・イノベーション

- ・ 国家ハイテク企業の認可基準の一つである「開発費の売上高に占める研究開発費の割合」につい

て、研究開発業務自体に変更がなくとも、売上高が膨らむことで基準に合致しなくなるため、計算に当たっては、完成品輸入販売に係る売上高を除外できるようにしてほしい。【継続建議】

- ・ 国家自主創新製品認定制度について、政府調達とのリンケージを外したことは高く評価できるが、実際の運用において恣意的な運用が行われないようにしていただきたい。また、地方政府において外国製品を排除する認定制度が一部存続しているため、中央政府の制度と整合性をとっていただきたい。【新規建議】

#### ⑧ 国内物流

- ・ 税関が税込年間目標を達成すると関税、増値税収入を翌年扱いとするため正式に通関させず保証金差し入れで通関、翌年関税、増値税を納付するよう強いる場合があり、物流企业や荷主企業に業務の煩雑化や資金繰り面で負担となっている。逆に税込目標未達の場合は不合理な要求をするなど税関の都合を押し付けることは慎むよう望む。【継続建議】
- ・ 2012年より上海市において物流業にも増値税が導入・試行されたが、発表から施行まで2カ月もなく、個々のケースを想定した細則がない。中国では増値税を「外税」で表示する習慣がないと思われ、各段階の取引において「コスト」として認識する傾向がある。物流業務における増値税（仕入部分+収益部分）の転嫁は一部を除いてほとんど実現できていない。増値税を「コスト」とみなさない啓蒙活動の強化、拙速な施行ではなく多様なケースを想定した細則の整備など、十分な準備を行うよう要望する。【新規建議】

#### ⑨ 政府調達

- ・ 政府調達関連法規の国際基準への統一：中国は国際経済におけるその立場に相応しい内外無差別的で透明な貿易・投資制度を構築・運用することが世界から強く求められており、政府調達分野においても、GPAに早期に加盟するためのプロセスを加速させるとともに、『政府調達法』などの関連法制度について、外資企業に対する差別状況を解消し、GPAなどグローバルスタンダードに沿った内容で改正・制定することを要望したい。【継続建議】
- ・ 2011年12月20日、『入札募集・入札法実施条例』が公布され、2012年2月から施行している。『入札募集・入札法実施条例』では、『入札募集・入札法』の規定に基づき、国务院発展改革部門の入札募集・入札段階における「指導」と「調整」機能を認めた。一方、『政府調達法』では、財政部門に政府調達活動における「管理監督」機能を付与している。入札活動が政府調達活動における重要な一環として、政府部署間の職責分担を明確にしない限りでは、入札活動に参加する主体にとって、不利な影響が与えられるリスクが高い。よって、『政府調達法』と『入札募集・入札法』の間及びその実施条例の間の内容の明確化と統一化を要望したい。【新規建議】

#### ⑩ 中国での商工会組織

- ・ 支部組織を認める、各地域の商工会および日本人会に対し法人格を与える等、融通性のある活動が出来る外国商会管理規定への改正を要望する

日本企業は製造業はもとよりサービス業においても、世界有数の先進技術とノウハウを有する。中国が目指すイノベーション能力の向上や現代サービス業の発展、消費の拡大など、多くの分野で貢献できるものと考えられる。日本企業は、中国の経済発展の重要なパートナーとなることを強く望み、この白書が中国との対話の深化につながることを願ってやまない。